

長岡北部地域新斎場整備基本計画策定業務委託 に関するプロポーザル実施説明書

1 目的及び趣旨

長岡北部地域の寺泊斎場及び与板無憂苑斎場の老朽化が進み、建替時期をむかえている。

長岡北部地域に新斎場の整備を行うため、基本的な条件・課題を抽出検討し、基本コンセプト、整備目標、整備イメージを整理した上で、基本構想・計画（ラフプラン）を取りまとめるものである。

このプロポーザルは、本業務を実施するに当たり、その業務を支援する委託事業者を選定するために行う。

2 委託業務の名称

市斎委第1号 長岡北部地域新斎場整備基本計画策定業務委託

3 委託契約期間

平成29年6月下旬（予定）から平成30年3月31日まで

4 委託費

4,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

※ この額は予算額であり、予定価格ではない。

5 業務対象区域

約2.0ha（長岡北部地域 候補地選定中）

6 業務の概要

(1) 基本計画に係る前提条件の整理

① 新たな斎場の必要性整理

長岡市内の既設斎場の稼働状況を調査し、「将来人口」「死亡率」「火葬件数」等の予測を行い、課題を抽出する。

また、併せて新たに整備した栃尾斎場や既設の長岡斎場との役割分担等について整理し、新たな斎場整備の必要性を基本計画として策定する。

② 新たな斎場の立地条件等の整理

新たな斎場に求められる機能や立地条件を整理し、長岡北部地域の新斎場候補地の適性を評価する。

③ 候補地の法制度上の課題等の整理

候補地の場所にかかる法規制を調査し、必要となる許認可や法制度上の課題を抽出し、関係機関との協議を含め対応方法等を検討する。

※②③については、候補地を調査済のため、報告書を市民課で閲覧可能とします。

(2) 基礎調査

①土地利用計画(斎場、駐車場、地域活用施設等)の作成

新たな斎場の建物規模や駐車場台数、地域活用施設の種類や規模等を明確にするとともに、その配置等を明らかにした土地利用計画図を作成し、都市計画で定める火葬場の区域を明示する。

②火葬炉方式の提案

環境基準の目標値を設定し、主熱源や燃焼方式など複数の火葬炉方式を比較検討することにより、新たな斎場に最も適した火葬炉方式を提案する。

③必要機能の整理

新たな斎場に必要となる火葬部門、管理部門、式場部門等の機能を検討する。

④諸室、規模等の検討

③の検討結果に基づき、必要となる諸室や炉数、及びその規模を検討する。

⑤建築計画図の提案

④で検討した結果を基に、敷地条件等を勘案したうえで、斎場施設の配置平面図、断面図等により立体的な建築計画を提案する。

⑥進入方法の提案

⑤で提案する配置図をもとに、近隣幹線道路と新斎場の動線計画案を作成する。

⑦整備スケジュール案の作成

平成33年度末の完成を想定し、設計検討期間、法的手続き期間、施工期間等を算定、新斎場の整備スケジュール案を作成する。

⑧必要経費の算出

新たな斎場の整備に必要な概算整備費(土地の形質変更にかかるモニタリング経費やライフライン整備の負担を含む)を算出するとともに、運営方式や想定される修繕計画を検討し、必要となるライフサイクルコストを算出する。

(3) 事業手法の検討

①事業手法の検討

事業範囲、事業期間、事業方式、事業形態、事業スキーム等の各種の事業内容を確認し、本事業に採用可能な事業手法を提案する。

②事業手法の比較検討

概算の事業費をもとに、従来方式、PPP方式の事業手法別の比較検討を行い、最良のものを推薦する。

(4) 開発許可・開発行為等に必要な資料の作成

本業務で作成した資料をもとに各種土地利用規制の許可に必要な図書(住民説明会資料、市議会委員会資料、公聴会資料、縦覧資料を含む)を作成する。図書作成にあた

っては長岡市監督員及び関係部局と協議を行うこととする。

※ 著作権の帰属

本業務の受託者は、本業務により作成した成果の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を長岡市に無償譲渡するものとする。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 プロポーザルの審査

長岡市職員で組織する選考委員会において、別に定める本業務の簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に基づき、本プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

- (1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) プレゼンテーションに参加していること。
- (3) 見積金額が予算額以内であること。

9 プロポーザルの実施スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 手続き開始の公告 | 平成29年5月12日（金曜日） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 平成29年5月19日（金曜日） |
| (3) 質問書受付期限 | 平成29年5月29日（月曜日） |
| (4) 質問書回答期限 | 平成29年6月 5日（月曜日） |
| (5) 提案書提出期限 | 平成29年6月15日（木曜日） |
| (6) プレゼンテーション実施 | 平成29年6月20日（火曜日） |
| (7) 選考結果通知 | 平成29年6月下旬 |

※ 上記日程は予定であり、変更する場合がある。

10 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）をしている者であること。
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者であること。
- (10) 管理技術者は、平成19年度以降に管理技術者として同種又は類似業務の履行実績があること。
- (11) 照査技術者及び担当技術者は、平成19年度以降に管理技術者又は担当技術者として同種又は類似業務の履行実績があること。
- (12) 複数者共同で提案に参加する場合は、共同体の代表者は上記（1）から（11）までの要件を全て満たし、代表者以外の事業者は上記（1）から（7）までの要件を全て満たしていること。なお、重複参加は認めない。

11 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出書類

- ・ 様式1-1 簡易評価型プロポーザル参加表明書（一者用）（1部）
※ 複数者共同で提案に参加する場合は、【様式1-2（共同体用）】（1部）
- ・ 様式2 誓約書（1部）※ 本市の入札参加資格名簿に登録済の者は提出不要
- ・ 建設コンサルタント登録規程による登録証明の写し（1部）

イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）又は電子メールのいずれかの方法とする。

なお、電子メールの場合は、必ず着信を確認し、速やかに原本を提出すること。

ウ 提出先

長岡市市民部市民課生活係

住 所 〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡東棟1階

電 話 0258-39-2019

E-mail simin@city.nagaoka.lg.jp

エ 提出期限

平成29年5月19日（金曜日）午後5時【必着】

(2) 提案書

ア 提出書類

- ・ 様式4 提案書表紙（1部）
- ・ 様式任意 提案書（10部）
- ・ 様式任意 見積書（1部）
- ・ 「10 参加資格要件」（9）の資格を有していることが確認できる資格証等の写し（各1部）

イ 体裁

- ・ 提案書表紙 他の提出書類とホチキス止めをしない。
- ・ 提案書 片面印刷とし、「12 提案書の作成」の（2）ア～オの順に左2箇所をホチキス止めする。
なお、提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載しないこと。
- ・ 見積書 事業者の所在地、名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印したものとし、他の提出書類とホチキス止めをしない。

ウ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）のいずれかの方法とする。

エ 提出先

長岡市市民部市民課生活係

住 所 〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡東棟1階

電 話 0258-39-2019

オ 提出期限

平成29年6月15日（木曜日）午後5時【必着】

12 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読した上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

このプロポーザルは「長岡北部地域新斎場整備基本計画策定業務委託」における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（図面等）の作成、提出を求めるものではない。

なお、具体的な業務は、契約後、提案書に記載された内容を踏まえた上で、長岡市と協議しながら行うこととする。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる次の項目について、資料を作成すること。

ア 類似業務の実績

本業務の実施に当たり、有用となると判断される業務の受託実績について、会社及び担当予定者に分けて記載する。当該実績がない場合は「なし」と記入する。

イ 本業務の取組体制

本業務の実施体制（配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者とその経歴を含む）のほか、長岡市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制等などについて記載する。

ウ 取組方針、内容等

「6 業務の概要」を踏まえ、現時点の考えや取組方針等について、先進事例や関係法令を踏まえ、貴社独自の取り組みを含めて提案する。

なお、提案内容については、次の3点について必ず記載することとする。

- ・ 新斎場の総合的なコスト縮減のために、考えられる手法及び民間委託可能性等について
- ・ 本業務の実施方針
- ・ 本業務実施における具体的手法

※ 概念図、出典の明示できる図表、既往計画を用いることを可能とする。

エ 業務スケジュール

本業務のスケジュールを記載すること。

オ 費用見積り

本業務の履行に係る経費の見積額を記載すること。

(3) 提案書の書式

ア 様式は、日本工業規格（JIS）A4を縦に使用し、文字を横書きのものであれば、様式は任意とする。

イ 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

ウ 20ページを上限とする（資料等を含む）。

エ 提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載してはならない。

13 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

参加表明書を提出した者は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができる。質問は、電子メールで提出することとし、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする（必ず着信を確認すること）。

なお、寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、参加表明書を提出した全員に電子メールにて回答する。

(1) 質問の受付及び回答課

長岡市市民部市民課生活係

E-mail simin@city.nagaoka.lg.jp

(2) 質問の受付期間

参加表明書を提出した日から平成29年5月29日（月曜日）午後3時まで【必着】

(3) 回答する期限

平成29年6月5日（月曜日）午後5時

※ このほかには、一切質問は受け付けない。

14 プレゼンテーション

(1) 期日

平成29年6月20日（火曜日）

(2) 会場

新潟県長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト まちなかキャンパス長岡5階 交流ルーム

(3) 留意事項

- ・ プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は選考された場合に本業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。
- ・ 上記担当者は、原則として本業務の契約を締結している間、担当するものとする。
- ・ プレゼンテーションは、提案書のみを用いて行うこととする。
- ・ プレゼンテーションの日時等は、参加表明書の提出により参加者が確定後、別途通知する。

15 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者である者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容を評価要領に基づき総合的に評価し、最優秀者を決定する。

※ 提出事業者が6社を超える場合、書類審査による一次選考を行う。

16 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

17 失格事項

次の事項に該当する行為があった場合は、失格とする。

(1) 本説明書に違反した場合

(2) 本説明書に定める手続き以外の手法で、選考委員又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合

(3) 「10 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合

- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合
- (6) その他、選考委員会が本説明書に違反すると認める場合

18 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 選考した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、長岡市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき提出書類を公開することがある。

担 当：長岡市市民部市民課生活係
住 所：〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
アオーレ長岡 東棟1階
電 話：0258-39-2019 F A X：0258-34-9541
E-mail：simin@city.nagaoka.lg.jp